

【EU】テロ資金調達に関する規制の強化

海外立法情報課 濱野 恵

* 2019年5月から7月にかけて、テロ資金調達規制に関し、現金以外の支払手段の不正対策指令、文化財の不正輸入防止規則、金融取引データへのアクセス改善指令が公布された。

1 背景・経緯

2015年、EU域内で大規模なテロ事件¹が相次いで起きたことを受け、同年4月、欧州委員会は、2015年から2020年までにテロ、組織犯罪、サイバー犯罪等についてEUが行うべき施策を示す「安全保障に関する欧州アジェンダ（European Agenda on Security）」（COM(2015)185 final）を公表し、2016年2月には、「テロ資金調達との闘いを強化するための行動計画」（COM(2016)50 final）を策定した。しかし、同年3月、EUの本部が置かれているブリュッセルでも同時多発テロが発生した。欧州委員会は、アジェンダの達成状況を検討し、必要な措置をとるため、同年4月、「テロとの闘いのために安全保障に関する欧州アジェンダを実行し、実効性のある真の安全同盟（Security Union）への道を開く」（COM(2016)230 final）と題する政策文書を公表し、テロの脅威から市民の権利及び自由が十分に保護される「安全同盟」を、EUと加盟国が連携して構築することを政策課題に据えた。

これらの文書に基づき、テロ資金調達の規制に関しては、これまでも、第5次マネーロンダリング防止指令²等が制定されている。本稿では、同指令以降に制定された、テロリストの資金調達の阻止に関する2つの指令及び1つの規則の概要を紹介する。

2 概要

(1) 現金以外の支払手段の不正対策指令

2019年5月10日、「現金以外の支払手段における不正及び偽造に対抗し、理事会枠組決定2001/413/JHAを廃止する指令」³が公布された。同指令は、全4編22か条から成る。加盟国は、2021年5月31日までに、指令の内容を国内実施することが求められる（第20条）。

クレジットカード、電子決済、仮想通貨等の、現金以外の支払手段の不正利用や偽造等がテロや薬物売買等の組織犯罪の資金源となり得ることに鑑み、本指令は、こうした現金以外の支払手段に関し、どのような不正や偽造が犯罪とされるかを定義し、こうした犯罪に対する制裁、予防及び被害者の支援について、加盟国が満たすべき最低限の水準を定める（第1条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年12月4日である。

¹ 2015年1月フランスの風刺新聞社「シャルリ・エブド」社の襲撃事件、同年2月コペンハーゲン連続銃撃事件等。安全保障に関する欧州アジェンダの公表後、2015年11月にはパリ同時多発テロが発生している。

² Directive (EU) 2018/843 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 amending Directive (EU) 2015/849 on the prevention of the use of the financial system for the purposes of money laundering or terrorist financing, and amending Directives 2009/138/EC and 2013/36/EU, OJ L156, 2018.6.19. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:32018L0843>>; 島村智子「【EU】マネーロンダリング・テロ資金供与に関する規制の強化」『外国の立法』No.278-1, 2019.1, pp.6-7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11220542_po_02780103.pdf?contentNo=1>

³ Directive (EU) 2019/713 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on combating fraud and counterfeiting of non-cash means of payment and replacing Council Framework Decision 2001/413/JHA, OJ L123, 2019.5.10. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2019/713/oj>>

現金以外の支払手段の不正利用、盗難・偽造、パソコン等のハッキングによる不正送金等は刑事犯罪として罰せられ（第3条～第8条）、犯罪の種類により、1年以上、2年以上、3年以上又は5年以上の懲役刑が科される（第9条）。加盟国は、被害者が適切な支援を受けるために必要な情報が提供されるようにしなければならない（第16条）。また、加盟国は、不正予防や意識向上のため、情報提供や研究・教育プログラムを実施する等の措置を講じなければならない（第17条）。

（2）文化財の不正輸入防止規則

2019年6月7日、「文化財の持込み及び輸入に関する規則」⁴が公布された。同規則は、全16か条と附則から成り、同年6月27日に施行された。同規則は、EU域外の第三国で制作又は発見された文化財を対象とし、文化財の不正取引がテロの資金源となり得ることに鑑み、これらの文化財の保護と不正取引の防止を目的としている（第1条）。

第三国の国内法令に反して国外に持ち出された、考古学的遺産やモニュメントの一部、珍しい動植物の標本、絵画、彫刻、貴重書等のEU域内への持込みは禁止される（第3条、附則）。適法に持ち出された文化財に関しては、251年以上前に作られた考古学的遺産やモニュメントの一部等をEU域内に輸入する場合、当該文化財の保有者は、通関手続を行う加盟国の当局に当該文化財が第三国から適法に持ち出されたという証拠等を提出し、輸入許諾を取得しなければならない（第3条、第4条、附則）。また、201年以上前に作られ、1万8000ユーロ⁵以上の価値を有する、珍しい動植物の標本、絵画、彫刻、貴重書等を輸入する場合、当該文化財の保有者は、当該文化財が第三国から適法に持ち出された旨を申告する声明書（statement）を輸入時に提出しなければならない（第3条、第5条、附則）。

（3）金融取引データに対するアクセス改善指令

2019年7月11日、「特定の犯罪行為を予防し、発見し、捜査し、又は起訴するために金融その他の情報の利用を容易にするための規定を定め、理事会決定2000/642/JHAを廃止する指令」⁶が公布された。同指令は、全6章26か条から成り、加盟国は、2021年8月11日までに、指令の内容を国内実施することが求められる（第23条）。

前述の第5次マネーロンダリング防止指令により、加盟国は、銀行・決済口座の所有者等に関する登録・検索システムを設置し、各国の資金情報機関（Financial Intelligence Unit: FIU）⁷が同システムに直接アクセスできるようにすることが義務付けられている。これを補完するため、今回の指令は、各加盟国で刑事犯罪の予防、発見、捜査又は起訴を行う当局のうち、加盟国が指定する機関にも、当該登録・検索システムに直接アクセスする権限を与える（第2章）。また、各加盟国でアクセス権限を与えられた当局、資金情報機関、欧州刑事警察機構（Europol）間の情報共有を強化する（第3章、第4章）。情報共有に際し、加盟国は、情報共有先の名称等について記録しなければならない。また、人種、政治的・宗教的志向等のセンシティブな個人情報適切な保護が確保されなければならない（第5章）。

⁴ Regulation (EU) 2019/880 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on the introduction and the import of cultural goods, OJ L151, 2019.6.7. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2019/880/oj>>

⁵ 1ユーロは119.88円（報告省令レート（2019年12月分））。

⁶ Directive (EU) 2019/1153 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 laying down rules facilitating the use of financial and other information for the prevention, detection, investigation or prosecution of certain criminal offences, and repealing Council Decision 2000/642/JHA, OJ L186, 2019.7.11. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2019/1153/oj>>

⁷ マネーロンダリングやテロ資金に係る資金情報を一元的に受理・分析し、捜査機関等に提供する政府機関。